

○中部大学における研究上の不正行為に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、中部大学（以下「本学」という。）において行われる研究について不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、本学の構成員（本学の教職員及び学生等という。以下同じ。）又は本学の構成員であった者が本学在籍中に行った次に掲げる行為をいう。

- 一 研究の申請、実施、報告又は審査における故意の捏造（データ又は実験結果を偽造することをいう。）、改ざん（研究試料・機材・研究過程に操作を加え、又はデータ若しくは研究成果を変え、若しくは省略することにより研究内容を正しく表現しないことをいう。）又は盗用（他人の研究内容又は文章を適切な手続きを経ることなしに流用することをいう。）
- 二 研究費の不正使用等（私的流用、目的外使用、不正経理、不正受給等を行うことをいう。）
- 三 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

(総括及び処理)

第3条 不正行為に係る調査、審理及び判定は、中部大学研究者倫理委員会規程(平成18年12月20日制定)に規定する研究者倫理委員会の委員長（以下「研究者倫理委員会委員長」という。）が総括し、研究者倫理委員会が処理する。

2 不正行為に係る裁定は、学長が処理する。

(窓口)

第4条 不正行為に係る申立て、情報提供等に対応するため、不正行為申立て窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

- 2 窓口は、申立者及び情報提供者の人権、個人情報等を保護するため、研究者倫理委員会委員長をもって充てる。
- 3 窓口は、次に掲げる業務を行う。
 - 一 不正行為に係る申立ての受付け
 - 二 不正行為に係る申立て及び提供された情報の整理
 - 三 第10条に規定する異議申立ての学長への取次ぎ
 - 四 申立者（次条第2項ただし書において氏名の秘匿を希望した者に限る。）への判定結果の通知

(不正行為に係る申立て)

第5条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、窓口を通じ、申立てを行うこと

ができる。

- 2 前項の申立ては、申立者の氏名を記入した所定の申立書を窓口へ提出することにより行わなければならない。ただし、申立者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。
- 3 第1項の申立ては、原則として当該申立てに係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行わなければならない。

(職権による調査)

第6条 学長は、前条の窓口への申立ての有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を研究者倫理委員会に命ずることができる。

(予備調査)

- 第7条 研究者倫理委員会委員長は、第5条による申立てを受理した場合又は前条により調査の開始を命ぜられた場合は、速やかに予備調査を実施するものとする。
- 2 研究者倫理委員会委員長は、予備調査を実施するため、予備調査委員会を置く。
 - 3 予備調査委員会は、予備調査の実施に当たっては、申立者からの事情聴取又は申立てに係る書面に基づき、不正行為の存在の可能性の有無について調査する。
 - 4 予備調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 研究者倫理委員会委員のうち研究者倫理委員会委員長が指名した者若干名
 - 二 申立てに係る調査の対象者（以下「調査対象者」という。）が所属する学部等の長
 - 三 その他研究者倫理委員会が必要と認めた者
 - 5 予備調査委員会の委員長は、前項第1号の委員のうちから、研究者倫理委員会委員長が指名した者をもって充てる。
 - 6 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、調査対象者に対して事情聴取を行うことができる。
 - 7 予備調査委員会は、予備調査の終了後、当該調査の結果を研究者倫理委員会に報告しなければならない。
 - 8 研究者倫理委員会は、前項の報告に基づき、不正行為の存在の可能性を判定し、その結果を申立者及び調査対象者（第6項の規定により事情聴取を行った場合に限り。）に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、研究者倫理委員会委員長を通じて通知するものとする。

(本調査)

- 第8条 前条の予備調査により不正行為の存在の可能性が認められた場合には、研究者倫理委員会は、速やかに本調査を実施しなければならない。
- 2 研究者倫理委員会は、必要に応じて調査委員会を置くことができる。
 - 3 研究者倫理委員会及び調査委員会は、本調査の実施に当たっては、申立者及び調査対象者からの事情聴取並びに申立てに係る書面に基づき、不正行為の有無及び程度について

て調査する。

- 4 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 研究者倫理委員会の委員のうち研究者倫理委員会委員長が指名した者若干名
 - 二 その他研究者倫理委員会が必要と認めた者
- 5 調査委員会の委員長は、前項第1号の委員のうちから、研究者倫理委員会委員長が指名した者をもって充てる。
- 6 研究者倫理委員会及び調査委員会は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - 一 関係者からの事情聴取
 - 二 関係資料等の調査
 - 三 その他本調査の実施に関し必要と認められる事項
- 7 調査委員会は、本調査の結果を研究者倫理委員会に報告しなければならない。

(審理及び判定)

- 第9条 研究者倫理委員会は、前条の本調査の結果をもとに不正行為の有無及び程度について審理し、判定を行う。
- 2 研究者倫理委員会は、判定に当たっては、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 研究者倫理委員会は、第1項の判定の結果を学長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、研究者倫理委員会委員長を通じて通知するものとする。

(異議申立て)

- 第10条 申立者及び調査対象者は、前条の判定の結果に異議がある場合は、研究者倫理委員会委員長を通じ、学長に対して異議を申し立てることができる。
- 2 前項の異議申立ては、所定の異議申立書を研究者倫理委員会委員長に提出することにより行わなければならない。
 - 3 第1項の異議申立ては、原則として、判定の結果の通知を受けた日から起算して10日以内に行わなければならない。

(不服審査委員会)

- 第11条 学長は、前条の異議申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置するものとする。
- 2 不服審査委員会は、前条の異議申立てをもとに、研究者倫理委員会の判定の結果及び関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再審理の必要性について判定し、その結果を学長に報告しなければならない。
 - 3 不服審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 副学長のうち学長が指名した者
 - 二 本学教員のうち学長が指名した者4名

- 4 不服審査委員会の委員長は、前項第1号の委員をもって充てる。
- 5 研究者倫理委員会、予備調査委員会及び調査委員会の委員は、不服審査委員会の委員を兼ねることはできない。
- 6 学長は、第2項の報告を受けたときは、速やかに当該判定の結果を文書により申立者及び調査対象者に通知するものとする。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、不服審査委員会委員長を通じて通知するものとする。

(再審理)

- 第12条 学長は、不服審査委員会が再審理の必要があると認めるときは、研究者倫理委員会に対し、速やかに再審理を命ずるものとする。
- 2 研究者倫理委員会は、前項により再審理を命ぜられたときは、第8条及び第9条の規定を準用して再調査並びに再審理及び判定を行わなければならない。
 - 3 研究者倫理委員会は、前項の判定の結果を学長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、不服審査委員会委員長を通じて通知するものとする。
 - 4 申立者及び調査対象者は、第2項の判定の結果に対して異議を申し立てることはできない。

(裁定)

- 第13条 学長は、第9条第1項(異議申立てが行われた場合において、再審理を行ったときは、前条第2項)の判定が行われた場合に、不正行為の有無及び程度について裁定を行う。
- 2 学長は、前項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、研究者倫理委員会の議を経て、次の各号に掲げる措置をとることができる。
 - 一 調査対象者の教育研究活動の停止措置等に関する調査対象者の所属する学部長への勧告
 - 二 研究資金提供機関、関連教育研究機関等への通知
 - 三 関連学会、学術誌編集委員会等への通知
 - 四 その他不正行為の排除のために必要な措置
 - 3 学長は、第1項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、当該裁定の概要について公表するものとする。この場合において、公表事項について調査対象者の意見があるときには、その意見を付して公表するものとする。
 - 4 前項の公表の方法については、別に定める。

(調査対象者の保護)

- 第14条 学長は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉のき損等があったときは、研究者倫理委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置

をとらなければならない。

(補佐者の同席)

第 15 条 研究者倫理委員会、予備調査委員会、調査委員会及び不服審査委員会は、第 7 条から第 12 条までの手続きに際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めるときは、申立者又は調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。

(協力義務)

第 16 条 不正行為に係る申立てに関係する者は、当該申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第 17 条 本学の教職員は、不正行為に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該申立てに関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 研究者倫理委員会委員長は、前項の申立てに関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第 18 条 不正行為に係る申立てにかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不正目的の申立て)

第 19 条 研究者倫理委員会委員長は、不正行為に係る申立てに関し、悪意をもって虚偽の申立てその他不正を目的とする申立て（以下「不正目的の申立て」という。）を行った者について、研究者倫理委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。

2 学長及び研究者倫理委員会委員長は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、不正目的の申立てを行ったとみなし、申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(事務)

第 20 条 研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、関係部署の協力を得て、学務部学務課及び研究支援課において処理する。

(雑則)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。